

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第10号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年 7 月 24 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一部負担金の減額及び免除並びに徴収猶予取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「平成29年」を「平成30年」に、「平成30年」を「令和元年」に、「平成28年」を「平成29年」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項第1号から第4号までにおける」に改める。

改正附則〔平成31年2月20日告示第3号〕附則第2項中「平成32年」を「令和2年」に、「平成31年」を「令和元年」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。